

障第1533号
令和2年8月13日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害福祉サービス事業所等へのサージカルマスクの配布について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省より社会福祉施設等を対象に、安心してサービスを提供できるよう感染症拡大防止に係る防護具等の供給が行われました。

については、サージカルマスクを県内障害福祉サービス事業所等へ市町村を通じて配布させていただきますので、下記のとおり貴事業所が所在する市町村において、マスクを受領いただきますよう、お願いいたします。

記

1 配布マスク数量

1事業所あたり100枚

※多機能型事業所等は1事業所としております。

(別添「配布先リスト」に記載の「連番」単位で配布いたします。)

2 配布先事業所等

別添「配布先リスト」のとおり

<配布先リスト (R2.7.1 現在) >

○入所・居住系

障害者支援施設、共同生活援助、障害児入所施設

○通所・短期入所系

障害福祉サービス事業者(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B

型、就労定着支援、療養介護)、短期入所(単独型・併設型に限る。)、障害児通所支援事業所

○訪問系

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

○相談系

一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援

○その他

自立生活援助

○基準該当事業所

3 配布方法

- ・別添「市町村配布一覧」において、受取場所・受取期間を示しておりますので、ご確認の上、市町村へ受取に行ってください。なお、一部の市町村においては、直接、各事業所に配送される場合もございます。
- ・配布対象事業所は、別添「配布先リスト」に掲載されている事業所になります。
- ・「市町村配布一覧」は県にて随時更新し、事業所あてメールにて連絡させていただきます。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課		
係 長	事業所指導係長 奥 村	担 当	社会参加推進係 三田村
電 話	058-272-1111 内 2686		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		